

財務省告示第百三十四号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成二十年三月二十一日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。

平成二十年四月三日

財務大臣 額賀 福志郎

一	名称及び記 号	利付国庫債券（十年）（第二百九 十回）
二	発行の根拠 法律及びそ の条項	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十六条第一項
三	振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法	株式会社ゆうちょ銀行による引 受け
五	発行額	額面金額で六百三億円
六	払込金額	六百四億五千七十五万円
七	最低額面金 額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行日	平成二十年三月二十一日
十	発行価格	額面金額百円につき百円二十五 銭
十一	利率	年一・四パーセント
十二	経過利子	株式会社ゆうちょ銀行代表執行

の 払 込 み

役会長は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{365}}$$

十 三

初 期 利 子

平成二十年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の号及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十 四

第 二 期 以 後 の 利 子

毎年三月二十日及び九月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十 五

償 還 限

平成三十年三月二十日

十 六

償 還 金 額

日本銀行額面金額百円につき百円

十 七

元 利 金 支 払 場 所

日本銀行

十 八

払 込 期 日

平成二十年三月二十一日